

一つ目、情報技術の活用が人々の生活をよりよい方向に変化させること、二つ目、組織が情報技術を利用することにより、事業を多様な方向へと幅広く変化させること、と定義づけられております。

今では世界一の小売り業として、のし上がった通販最大手の「アマゾン」の事例を用いて説明がありました。

アナログの世界である売り場や店舗をデジタル化して、情報空間の中での商売の仕方に変えてしまった会社であります。もっとわかりやすい例で言えば、レジの混雑を解消するのに、レジ回りだけを改善するのではなく、例えば、情報システムを活用して、いっそのこと、レジをなくしてしまう精算方式に変えてしまう。そのような過去のパターンにとらわれ過ぎて、同じことの繰り返しをするのをやめて、次世代を見てほしいとの我々への提言で事例を挙げておられました。

この研修を通じ、締めくくりとして、次世代が求める基礎自治体の姿とは、一つ、次世代ではうまくいったパターンを見つけて実行する仕事はA Iがする、二つ、A Iに社会を変えさせる人間こそが、次世代が求める基礎自治体の議員並びに職員であると力説されておられました。また、そのためには、先ほど申し上げました、1、常に変化を受け入れる、2、現状と課題を探求する、3、次世代の姿をみる、4、広い視野で次世代を考えて行動する。こういう姿勢で議員活動をされたいとの提言で結ばれておりました。

最後に研修を終えての思いであります。研修の中で自分の知らない概念の用語が多数出てまいりました。自分の日ごろの不勉強を強く思い知らされた研修でもありました。

以上、報告を終わります。

議長 以上で、議員派遣についての報告を終わります。

日程第3、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。

通告1番、7番議員清水亜樹君。

7番 改めまして、おはようございます。通告1番、7番議員清水亜樹です。

新型コロナウイルスの感染により、お亡くなりになられた方々、また、発症された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。本町においても、この感染拡大により学校の臨時休校、また、行事の中止と、職員の

方々や関係者の方々には大変御尽力をいただいておりますが、引き続き、迅速、適切な、かつフレキシブルな対応を願っておりますとともに、早期の終息を切に願っております。それでは、質問に入らせていただきます。

通告に従い、障がい者福祉の充実への取り組みについて質問いたします。

我が国では、平成19年9月、国連の障害者権利条約に署名をしており、これに先立ち、批准に向けた国内法の整備が行われ、平成23年に障害者基本法が改正されるとともに、平成25年からは障害者自立支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法と名称変更し、基本理念として地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的にかつ計画的に支援することが掲げられました。

平成25年6月には、全ての国民が障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、いわゆる、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行されました。

神奈川県では、平成28年7月に発生した津久井やまゆり園での大変痛ましい事件を受け、再発防止と共生社会の実現を目指し、強い決意をもって「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めています。

本町においては、障がい者が住みなれた地域や家庭の中で、明るく充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちづくりをしてつくっていくことが重要とし、互いに理解し合い支え合うまちづくりを基本理念として、平成30年3月に障がい者計画を策定しています。

そこで、計画の取り組み状況や、充実した障がい者福祉への取り組みについて伺います。まず、障がい者計画の五つの基本目標について伺います。

一つ目の「福祉コミュニティの推進」では、理解と交流の促進とありますが、その取り組みの状況を伺います。

二つ目の「地域生活支援の充実」では、各種福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進するとありますが、周知の方法を伺います。

三つ目は「就労や社会参加の支援」で、気軽にスポーツ、文化活動等に参

加できる環境づくりや、配慮を推進するとありますが、推進の状況を伺います。

四つ目の、住みよい生活環境の整備では、公共施設、学校や公園等のバリアフリー化を進めるとありますが、その進捗状況を伺います。

五つ目の「子どもの健やかな発達の支援」では、保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとありますが、その状況を伺います。

次に、障害者差別解消法を施行後に、町では対応要領が策定されていますが、その活用と取り組みの状況を伺います。

次に、聴覚や視覚に障がいがある方などへの情報バリアフリー化への取り組みの状況を伺います。

最後に、福祉避難所運営マニュアル、福祉避難スペース対応マニュアル等の策定の状況を伺います。

以上、登壇での質問といたします。

町長 清水議員からは、障がい者福祉の充実について、大きく4点、細部5点の質問をいただいております。

順次お答えしてまいります。まず、障がい者計画等の計画期間中の見直しについて申し上げます。

本町では、いずれも法定計画である三つの計画、すなわち「第2次大井町障がい者計画」、「第5期障がい福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」を平成30年3月に一体的に策定いたしました。

本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「第2次大井町障がい者計画」は、その計画期間を令和5年度までの6年間としておるところですが、数値目標を掲げる他の二つの計画にあっては、3年目を迎える令和2年度において、改めてサービス量の推計を適切に見積もり、新たな目標値を設定することとなります。これらの作業は、「第2次大井町障がい者計画」の原型を維持したまま進められることとなりますが、サービス体系の大幅な組み換えや障がいを取り巻く新たな概念の創出いかんによっては、基本計画の見直しに言及せざるを得ないものと考えております。

以上が見直しについての方針であり、御理解のほどお願い申し上げます、質問にお答えしてまいります。

大きな項目の一つ目、障害者計画の基本目標に係る「福祉コミュニティの推進」における「理解と交流の促進」についての取り組み状況であります。近隣他市町との連携の中で、県西地区に住む障がいのある方の交流を図りながら、地域住民の方々に障がいについて理解を深めていただくよう、障がいのある方の作品展示、手づくり製品の販売、楽器演奏、踊りなどの舞台発表などを行うなど、障害者文化事業を毎年12月に開催しております。

また、障がいのある方と支援者の会におきましては、精力的に講演会や勉強会を開催するなどして、障がいを取り巻く理解の促進に努力していただいております。町といたしましては、こうした団体に補助金を交付することにより、側面から支援しております。

次に基本目標に係る二つ目の「地域生活の支援の充実」における各種福祉サービスの周知、適切な利用の促進の周知方法であります。いまだ量的に十分とはいえない支援体制の中で、福祉サービスの適切な利用を促進する立場からは、障がいのある方の個々のニーズや実態に応じた真に必要なかつ十分な支援が行えるよう、相談支援事業所との連絡を密にし、そこから得られる情報や利用者の定期的なモニタリング等を通してサービス利用の適正化を図っております。

障がいのある方に向けた福祉サービスは多岐にわたっており、利用に当たりさまざまな条件が設けられていることから、過度の期待感や混乱を招かないために、あらかじめメニュー一覧を交付する形で障がいのある方や御家族に向けて案内することは控えております。必要なサービスの利用調整は障害福祉サービスの内容を熟知した、主に相談支援事業所や医療機関の相談室を通じて行われることが一般的であり、相談支援事業所や役場が個別の相談を受けていく中で、サービス利用の提案をする形で周知をさせていただいていると考えております。

次に、基本目標に係る三つ目の、スポーツ・文化活動に参加できる環境づくりについては、障がいのある方だけを対象としたスポーツ・文化活動等の事業には取り組んでおりません。しかしながら、障がいの特性にもよりますが、現在実施している事業の中には障がいのある方も参加できるスポーツもあるものと認識しています。毎月の町広報おしらせ版にも紹介している「E

n j o y ! ニュースポーツ」なども積極的に御参加いただけるものと考えています。

次に、基本目標に係る四つ目の、公共施設・学校・公園等のバリアフリー化の進捗状況ですが、学校においては平成25年度の湘光中学校の大規模改修事業を手始めに、上大井小学校、大井小学校と改修工事を進めております。これらの改修工事については老朽化への対応をベースに、バリアフリー化の促進と設備の安全性の向上、あわせて教育環境の改善を進めることを基本として進めているものであります。具体的には、エレベーターの設置を初め、渡り廊下などの段差解消、学校によってはスロープの設置などを行っております。また、現在建てかえ工事を行っている相模金子駅前公園のトイレは、県の「みんなのバリアフリー街づくり条例」に適合した仕様であり、今後整備する（仮称）大井中央公園についても、県条例の整備基準に則して進めてまいります。

次に、基本目標に係る五つ目の、保育施設・学校施設等の環境改善の状況についてですが、町内にあります保育施設については建設後相当の期間が経過しており、十分な環境が整っているとは言えない状況ではあります。特別な配慮が必要なお子さんには、職員間や関係機関で連携を図るとともに、必要に応じて加配保育士を配置するなど、よりよい保育が促されるよう取り組んでおります。また、学校施設においては、既に申し上げましたように、改修工事によるエレベーターの設置や段差解消などにより、子どもの校内での活動範囲が広がり、支援学級と通常学級の交流がスムーズに行われるなどの効果が出ております。

次に、大きな項目の二つ目「障害者差別解消法施行後に、対応要領が策定されているが、活用と取組みの状況は」についてお答えいたします。本町においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する大井町における対応要領を平成28年9月に策定し、町ホームページにおいて公表しております。この対応要領では、行政機関が事務や事業を行うに当たり、障がいや理由として不当な差別的取り扱いをしてはならないこと及び障がいのある方から実際に社会的障壁を取り除いてほし

い旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある方の権利利益を侵害することとならないよう、当該者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないことを規定し、大井町職員及び非常勤職員が、適切に対応するために必要な事項を定めております。

職員には、庁内メールにて周知を行いましたが、日ごろの窓口業務では、障がいのある方を見かけたら積極的に声をかけたり、案内や誘導のサポートを申し出たり、手続きの際は丁寧でわかりやすい説明などの対応を心がけております。また、イベント会場では、障がいのある方及び介助者の座席の確保や段差のない通路の確保などにも配慮し、適切な対応に取り組んでいます。現在までのところ、職員の対応に関する相談や苦情は、窓口となる総務安全課では受けておりません。今後も障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対して必要な研修会の開催や、障がいのある方の特性やサポートのポイントなどの知識の普及に努めるとともに、障がいのある方々の言葉に耳を傾け、よりよいサービスが提供できるよう取り組んでまいります。

次に、大きな項目の三つ目の、聴覚・視覚障がい者に対する情報バリアフリー化の取り組み状況ですが、情報のバリアフリー化に当たっては、障がいの特性に合わせ必要な手段の選択が重要であります。現状では、視覚に障がいのある方につきましては、ボランティア団体による広報誌等の音訳化CDの提供が実施されております。また、聴覚に障がいのある方につきましては、要約筆記者や手話通訳者等の支援者の御協力のもと、要約筆記者や手話通訳者の派遣を町が行うことにより、一定の情報保障を提供しております。

次に、大きな四つ目の「福祉避難所運営マニュアル、福祉避難スペース対応マニュアル等の策定状況は」についてお答えいたします。まず、いわゆる福祉避難所と言われるものを整理いたしますと、一般的には二次的避難場所を指す意味合いで使われるものという認識でありまして、これは介護老人福祉施設ですとか障がい者支援施設といった社会福祉施設のほか、民間の宿泊施設などで要配慮者が避難する避難所に指定した施設ということになります。しかし、本町にはそうした施設が少なく、要配慮者を公平に受け入れていただくことがそもそも難しいのではないかと感じております。加えて、平常時

の利用者が多くいると思われることや、施設の職員に避難者の支援までお願いできるだけのマンパワーが望めるのかということも考慮すると、現時点ではそういった施設を福祉避難所として指定することは難しいのではないかと考えております。したがって、町では指定避難所に福祉避難スペースを設け、一般の避難者と生活スペースを分ける取り扱いで対応していきたいと考えております。

御質問のマニュアルの策定状況につきましては、町の保健師が主体となって作成した災害時支援者マニュアルといったものがあり、各避難所の開設時に必要な事務物品ケースの中に収納しております。これは、避難所に避難された要配慮者の健康二次被害を予防するために、避難所で要支援者の支援にかかわる方が、具体的な支援の内容を確認する際に活用するものでございます。また、学校施設においては、有事の際に避難所として施設を使用するに当たり、要配慮者の生活スペースの必要性と災害復旧後の学校生活などに配慮した中で、一部教室を要配慮者の生活スペースとして使用するような施設の使用計画を整備し始めているところです。今後は、避難者受け入れ時の対応マニュアルや福祉避難スペースの開設イメージなどを、ガイドラインや先進地の例を参考に作成していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

7 番 御答弁いただきましたので、それでは再質問させていただきます。

まず、障害者福祉に関しまして、当事者だったり、家族の方々だったり、また関係の団体とかからいろいろとお話を聞くんですけども、残念なことに大井町の障害者福祉というのは少しおこなっているよねとか、ちょっと手厚くないよねというような声を聞きます。一方で、その中では小田町長は非常に福祉に力を入れてきていると、これから変わっていくんだよねという、すごい期待される声もあります。確かに見てみますと、今の答弁でも感じましたけれども、なかなか小田町長に変わってからまだ画期的に新たな障害者福祉の施策というのは大きなものは出ていないというものは私も感じております。そんなところで、町長にお伺いしたいんですけども、来年度も一部その障がい福祉計画なんかの見直しというものもありますけれども、今後障害者福祉への充実への取り組みというところで、町長が何か今後の取り組み

というところがあればお伺いしたいと思います。

町長 特別な取り組みは、具体的にはまだ構想としてはありません。言っただけで何ですけれど、いろいろとほかにやることがいっぱいありまして。私も議員の間いろいろ考えたことはありますので、今後、障がい者とか健常者とかそういった区別を、余りにもするのではなく、本当に普通にそういった問題が取り上げられましたら、それは対応できるような仕組みというか価値観というかそういったものを普通に感じられるような町にしていきたいとそういう思いをもっております。

以上です。

7 番 ぜひとも町長には、この関係者の方々皆さん期待をしておりますので、何か障害者福祉への充実への取り組みに力を入れていただけたらなというふうに思います。それで、確かに障がい者と健常者と分けて考えるんじゃなくて共生する社会の実現というのが一番重要で、そのためにもいろんな施策を講じていかなければならないということが非常に重要だなというふうに私は考えています。そんなところで、一つ目の質問から入らせていただくんですけども、この一つ目の障がい者への理解というところが、いろんなことを進める中でも一番重要なのかなというふうに思っています。今答弁を聞くと、広域の連携の中で文化活動等の作品展示とかそういったものの行事を12月に行っているという答弁でありましたけれども、確認を含めて障害者基本法の中で障害者週間というものが、以前は障害者の日というものが12月で決まっていたんですけども、現在では障害者週間という形で12月3日から9日までを期間として定めております。その中で、国・市区町村は障がい者の社会参加に関係した事業を、関係の団体等と連携して行うことに努めなければならないというようなことになっておりますけれども、そういった意味で12月にその週間に合わせて活動、行事を行っているのか、それと、町では何かその週間に合わせて何か行事が行われているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

介護福祉課長 お答えいたします。ただいまの文化事業でございますが、障害者週間に合わせる形で2市8町の連携のもとに行っております。それぞれ地域作業所等さまざまな施設、作業所等の方々作品等の展示等行っているところでございます。



また、町独自で事業を展開しているのかという御質問でございますが、町で特に、この週間に合わせた事業のほうは実施していないというのが現状でございます。

以上です。

7 番 町では行っていないということですが、一番地域住民からしたら身近な存在ですので、ぜひとも町でも何かやれることがあれば、そういったものを週間に合わせて取り組んでいただけたらと思います。

先ほど、冒頭の登壇でのときにも申し上げましたけれども、神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」というものが平成28年に決議されておりますけれども、これに対して大井町の取り組みというものが、結構いろんな町を調べるとそれに合わせて行事をやっていたり、ホームページで結構大々的に周知をされたりしているんですけれども、大井町のホームページを見たところそういったことが出てきていないんですけれども、そのかながわ憲章に関して、大井町として何か取り組みとか周知とかというものがやられているのかを伺いたいと思います。

介護福祉課長 ただいまの「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及ということでございますが、現在、ともしびショップゆうのところにのぼり旗等を掲出していただいているというようなところで、これに合わせた事業というところはございません。障がい者理解への取り組みという大きな質問の中では、確かに「ともに生きる社会かながわ憲章」につきましては、町のほうも力を入れていかなければならないと感じております。

余談になりますが、さきの県下の障害者福祉課長会議がございました際に、このかながわ憲章につきましては県民のまだ十六、七%程度の認知率だということで、市町村のほうにおきましても、大いに力を入れてさまざまなイベントにおいて啓発をしてほしいというような要望が出ておりました。私どもといたしましても県の意向を取り組んだ中で、このかながわ憲章のほうを啓発した中で、障がい者理解の促進に取り組みたいとこのように考えております。

以上です。

7 番 今言われたように、非常に県内での認知が低いという、昨年度末にアンケー

ト調査をしたところ非常に認知が低いというところで、本当にちょっと残念だなと思ひまして、このきっかけになった事件は、全国的に本当に衝撃を与えた事件であります。こういったことは障がいの理解が深まっていない、また偏見ということが理由に挙げられておりますけれども、ぜひとも町でもこの周知に努めていただきたいというふうに思います。この憲章の中の最後の文面には、県民総ぐるみでこれに取り組んでいくというようなことも書かれていますので、ぜひともこのかながわ憲章を町民に広めていっていただけたらなというふうに思います。

二つ目の各種福祉サービスのことに入りますが、今答弁にありましたように、各種相談窓口等を通じてこのサービスを適切に案内しているみたいな形の御答弁でしたけれども、答弁にもありましたように、非常に福祉サービスというものは複雑で、自分がどの福祉サービスに該当するかというものをなかなかわからなかったり、またなかなか相談窓口までに行く状況にない方もおられて、本当に必要な方に必要なサービスが行き届いているのかなというところも非常に強くあります。そういったところで、障害者手帳を発行されるときに、受け取り窓口に行くときに多少の御案内をいただくんですけども、その後いろいろ状況が変わったりしてまたほかのサービスが必要になる場合もあつたりするんですけれども、そういったところもわからなかったりすることが多々あります。私自身も結構そういった部分で、その当時には説明を受けていないけれども、実際は、現段階ではほかのサービスを受けられるという部分ではありましたので、そういったことを考えるともうちょっとわかりやすい冊子またはガイドブック、自治体によっては障がい者サービスハンドブックみたいなものを作成されていますけれども、そういったわかりやすいものを作成していくというお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

介護福祉課長 お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおりに、現状では障害者手帳の交付時に窓口において、「障がい児者のための制度案内」という神奈川県が作成した冊子、これはA4で本来100ページに至るものでございますけれども、これを半分に縮小した形で手帳交付の際にお渡ししているといった状況でございます。実際に議員の御質問の要旨の中では、自立支援給付のサービス内容を求められているかと思ひます。そのようなところから考えますと、確かに現状で

は、窓口なり相談支援事業所でさまざまなサービスの提案と契約というような形になろうかと思えますけれど、窓口においてもある程度御理解いただけるようなハンドブック、冊子ですか、このようなものも用意をしなければならないのではないかと現状では感じているところでございます。こちらにつきましては予算等の関係もございまして、市販等のものを利用してつくることも可能かと思えますので、こちらについては課内で話し合いをもった上で作成するような方向をとりたいと考えております。

以上です。

- 7 番 ぜひともしういったものを、余り立派なものでなくていいと思うんです。障害福祉制度というものは結構頻繁に変わるようなふうに思いますので、その都度改定するということがありますので、何しろわかりやすいものを簡単な冊子みたいなもので作成いただけたら、それが利用者というか当事者にとって寄り添うという形になると思えますし、そういう福祉に関して手厚いねと感じる部分だというふうに思いますので、ぜひともしの辺御検討いただければというふうに思います。

次に、大きな1番、3番目、社会参加についての質問に入らせていただきます。この辺、毎回障がい者スポーツに関しては同じ答弁でちょっと非常に残念だなというふうに思っております。積極的に参加ができるものがあるということですが、果たしてその総合体育館で行っているニュースポーツが、障がい者にとって積極的に参加できるスポーツなのかというところなんですけれども、積極的に参加できるスポーツということを言われますけれども、どの辺が工夫されて障がい者にも積極的に参加できるというふうなことで行われているのかをお伺いしたいと思います。

生涯学習課長 ニュースポーツにつきましては、以前は毎月金曜日の夜だけやっていたんですけど、それを水曜日の午前中も開催するようにして、開催枠といいますか、時間の関係で回数も増やしたということもございまして。それから、種目も、例えば吹き矢とかポッチャとか、障がい者の方にでもできるようなものを取り入れたりして、スポーツ推進を中心にして指導を展開しているところでございます。

- 7 番 なかなか障がい者がそういったところに積極的に参加できるというのは、現

実的に難しいというふうに私は考えています。まずは、障がいを抱えて配慮が必要な方に特化した行事をやって、その後にそういったところに参加するというのであればわかるんですが、障がい者スポーツということには、スポーツ指導員という資格があって、初級から中級、上級というものが、そういった資格があります。そういった方が町内にいて、そういったところにいられるのかどうか、そういった計画の中でもそういった団体、人材育成というところにも努めるみたいなことも書かれていますけれども、そういったふうに行われているのかをお伺いしたいと思います。

生涯学習課長 障がいスポーツの指導者とかということですが、特に生涯学習課のほうでは一般の方を対象にという形でやっています、特別、障がい者の指導者というような名目で取り組みのほうはしてございません。

7 番 積極的に参加できると言われていて、そういった方が配置されていなくて、障がいを抱えられている方がそういったものに参加したときには、逆にやられている方のほうが非常に困惑するかと思うんです。そういうのであれば、できるだけそういう体制をとって積極的に参加ができるということで開催された方が私はいいかと思うんですけれども、それでそういうふうに行われていて、そういう団体とかそういったことに周知をされたことがあるのかとか、結局障がい者スポーツの推進というふうに計画にうたっていても、そういったのでは全く推進はされていないというふうに私は理解しますし、そういったことを支援する団体を育成するという部分で団体を育成というものにはどういうふうに力を入れているのかなというところ、もう一度お伺いしたいと思います。

生涯学習課長 生涯学習というか、障がいスポーツの中で、障がい者の方というような特化した中での対応はしていないというような形で、一般の方を対象に教室とかをやっています、その中で対応できるものは順次入っていただくという形でやっているというような状況でございます。

7 番 一々、入っていただけると言うと言っても、入っていけないと思うんです。だから、特化したものをやらないと、障がい者スポーツというのは結局進まないと思うんです。今年は2020オリンピック・パラリンピックの年であって、いいきっかけの場だというふうに思います。もうこれ何回も言って

もらちが明かないので、ぜひとも町としてそのきっかけづくりとして、何かこの障がい者スポーツというものに、せつかくたしかボッチャの道具とかも購入されているかと思しますので、そういったものを活用してそういった方のための行事・イベントを、そういったものをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ことし、パラリンピックと申し上げましたけれども、オリンピックも聖火リレーというものもございますけれども、パラリンピックにもありまして、それを神奈川県では各市町村で採火式というものを行って、各市町村でおこした火を神奈川県に集めてそれを東京パラリンピックに持っていくというようなことを伺いました。大井町において採火式というものをどのような内容で行われるのかをお伺いしたいと思います。

企画財政課長　パラリンピックの採火式でございますけれども、大井町では8月14日に四季の里で開催するという予定でございます。内容としましては、社会福祉協議会に御協力をいただきながら、障がい児の皆さんにマイギリ式採火器ですとかあるいは虫眼鏡、そんなものを使いながら採火して、それをランタンに移すというようなことで計画をしております。

以上です。

7 番　夏休み中なので障がい児ということなんですけれども、非常にいい機会だというふうに私は思うんですけれども、この採火式をもうちょっと、火をおこすだけでなくそういった障がい者スポーツとかも触れ合えたり、また一般の障がいの方にも周知して参加ができるような、もうちょっと大々的にやっていただけたらなというふうに思うんですけれども、その辺の検討の余地はございますでしょうか。

企画財政課長　一般的に、社会福祉協議会にお願いするというところで、レスパイトサービスの一環でお願いするということが計画しております。ということから、基本的にはその障がい児の皆さんが対象ということでございますが、そのほかにも一般の町民の方も対象にさせていただいて、広く広報あるいはホームページのほうで周知をしていきたいというふうに考えてございます。

もう一つ、スポーツとの接点というところについては、現時点では考えてございませんが、今後の一つの検討内容として考えさせていただきたいとい

うように思います。

以上です。

7 番 ぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、バリアフリー化というところで質問すると、これは非常に幅広くなってしまうんですけれども、やはりいろんな分野であって、まだまだ完全にバリアフリー化というのは予算的にも非常に難しいというふうには承知はしているんですけれども、せめて利用者が多いような施設、例えばこの本庁舎だったり生涯学習センター、総合体育館、こういったところのバリアフリー化というものは早急に進めていただきたいなというふうに思いますけれども、例えば本庁舎に関しても、トイレの水道の蛇口一つにとってもまだひねる蛇口だったり、総合体育館や生涯学習センターに関しては、私が知る限りでは車椅子対応のトイレがないのかなというふうに思ったりはしているんですけれども。それで、改修に合わせてと計画には書かれているんですけれども、もういろいろと改修はやられていて、そのタイミングでは、なかなかまだやられていないのかなというふうに思っているんですけれども、そういったところの、重要な設備に関してのバリアフリー化を進めていくということの考えについてお伺いしたいと思います。

生涯学習課長 まず、生涯学習センターにつきましては、トイレにつきましては1階のホワイエ奥に自動販売機があるんですけれども、その奥にみんなのトイレといいますか、障がい者のトイレがございます。1階だけですけれども。総合体育館につきましても、入り口玄関を入れて右側の柔剣道場の脇に廊下がありまして、その入っていった左側に一応、障がい者用トイレは一つあります。2階にはございませんが、体育館、生涯学習センターそれぞれ1階にはトイレがございます。以上です。

総務安全課長 役場庁舎のバリアフリー化についてお答えさせていただきたいと思います。先ほど議員のほうから御指摘がございました、トイレの蛇口等の関係でございしますが、こちらにつきましては修繕等で対応できるのであれば速やかに対応させていただきたいと考えます。

以上でございます。

7 番 ぜひとも改修のほう検討いただければと思います。ちょっと確認なんですけ

れども、非常に、各自治会館においてもまだまだバリアフリーという部分で進んでいない場所もあります。新しく建てられたところはバリアフリーになっているかと思うんですけども、やはりああいったところ、お年寄り等も非常に頻繁に使われるところでもありますので、この辺は自治会のほうからそういったバリアフリーに関しての改修の助成の要望等あれば、そういった部分は結構優先されて、町としての補助金というものは行われるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

町民課長 自治会館の改修につきましては、地域からの要望があれば、2分の1の補助になりますけれども施設改修のほうは行っていくという形で、町のほうは補助金を出して対応させていただいております。

以上です。

7 番 それでは、続いて、子どもたちの健やかな健全な育成、発達のためにというところで、先ほど答弁にありましたけれども、保育施設等に関しては加配保育等をやられているということで、その辺は非常に評価するんですけども、その流れでいくとやはり何度も言っていることなんですけれども、児童コミュニティクラブの障がい児や発達障がい児等の受け入れについてですけども、前回のときに所管課に対して障がい児の保護者からの相談等は今までにないというような御答弁をいただいたんですけども、私、その後いろいろと話をお聞きしに行ったところ、今までにはそういった希望があったけれども、所管課にまで声が届いているのかどうかというところは不明なんですけれども、今まで断られてきたということをお伺いしました。これはもう過去のことなんでとやかく言うことはないんですけども、この間の答弁だと今後そういったことがあれば必要に応じて受け入れたいというような答弁だったので、今後に関してはそういった希望者、現段階でも私が聞いている限りでは希望をしているという方はいられるんですけども、今後はそういった希望者がいれば、加配保育のようにそういったことで対応していただけるのかどうか、その辺、確認でお伺いしたいと思います。

子育て健康課長 議員の御質問のとおり、従前より質問等をしてきた経過がございます。基本的には児童コミュニティクラブにつきましては、議員御存じのとおり適切な遊びを提供する場ということで、コミュニティクラブでも学校からの放課後

にそのまま引き受けということで、障がいがある方等について実際に受け入れているという状況もございます。しかしながら、障がいの程度にもよります。支援員等につきましては民間でやっている放課後デイサービスのような、発達だったり療育を要するような専門の支援員が配置されておりません。ですので、保護者と児童コミのほうで総合的に意向を聞きながら、受け入れられるかにつきましては受け入れる方向で検討したいと考えてございます。

- 7 番 課長言われるように、その障がいの程度にもよるかというふうに思いますけれども、まずはそういった窓口に来たら親身に相談して、できるだけ受け入れる方向でその相談をしていただけたらなというふうに思います。

続いて、次に、大きな2番目の障害者差別解消法の対応要領の活用状況等について伺いたいと思います。先ほど答弁にありましたけれども、いろいろとメール等で職員には周知がされているというふうに伺いましたけれども、今までに障害者差別解消法、これに特化していなかったとしても、その障がい者への対応とかの職員研修というものが、毎年じゃなくても何年かに1回とかそういった頻度で行われているのかどうかをお伺いしたいと思います。

- 総務安全課長 こちらの、障害を理由とする差別の解消の推進に関する大井町における対応要領ということで、先ほど町長が答弁したとおりで対応しておるということでございますが、策定後、この件もしくはこれに関連することについて職員研修を行ったという実績はございません。

以上でございます。

- 7 番 大井町の職員の多くの方々是非常に親切であって、適切な対応をしていただいているものと私は非常によく感じております。ただ、ごく一部の方ではやはりそういったものができていないということを感じることもあります。正直なところそういったところもあります。ただ、それはその方が悪気があってやっているんじゃないかと、多分対応の仕方がわからなくて、そういうふうなことになっていることだというふうに思うんです。障がいをもっている方と接したときに、わからなくてそういうふういろんなトラブルが起きてしまったり、いろいろ逆にひどいことを言われたりしてしまう職員の方が非常にかわいそうだなというところもありますので、やはりこういう研修というものを通して対応ができるようにされる方がいいのかなというふうに思いま



すので、ぜひとも今後職員研修等、毎年やらなかったとしても何年かに1回というものをやられた方がいいのかなと思いますので、ぜひとも御検討いただけたらと思います。

次に、情報バリアフリー化のことについてお伺いしたいと思います。先ほど答弁にもありましたように、視覚に障がいのある方に関しましては、あやの会という録音ボランティアの方が広報おおい、もしくは議会だより、あと社協のお知らせ等も録音していただいて、口コミでそのボランティア団体が知っているところの方の視覚障がい者、または視覚障がい者までいかなくても目が結構高齢とかによって不自由な方々に届けていただいているというふうなことなんですけれども、私はこの行政が発行している重要なお知らせというものは、せっきくボランティアの方がそういったものを苦労して録音されているのであれば、行政と連携して必要な人にそういったものが必要などころに届くように協力してやっていかなければならないのかなというふうに思うんですけれども、ほかの自治体を見ますと、行政と連携して視覚障がい者の方に郵送で届けるような取り組みとか、そういったこともやられていますので、その辺を今後進めていくお考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

介護福祉課長　まず、あやの会の活動には日ごろ感謝しているところでございます。ただいまの質問につきましては、対象者が、どの程度町全体でいるのかというようなことを担当のほうに聞きましたところ、10名程度かなというようなことでございました。そのようなところで、これから御審議いただく令和2年度予算におきましても、視覚障がい者用の再生専用機プレクストーク、これを2台計上させていただきます。これにつきましては、障がい者要件適合する方に関しては、日常生活用具給付事業ということで個人所有されている方がいらっしゃるということでございまして、その一方で要件を満たさないで、日常生活用具の給付を受けられない方であやの会の音声記録を必要とされる方、まさに議員の御質問の内容になろうかと思いますが、想定される全ての方が身体障害者手帳をお持ちだというわけではございませんので、目の不自由な方に対する情報は是正の格差、障害者差別解消法に求められている合理的配慮という観点から、こちらを計画的に購入してまいりたいと。ともすれば目の不自由な方に関して

はあやの会の音声記録のほうが提供できるようになればと、このように順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 7 番 ぜひとも検討していただきたいと思いますが、先ほどのプレクストークがないと聞けない録音に現在はなっていますけれど、私いろいろと確認したり調べたりしたんですけれども、プレクストークじゃなくて普通のCDの録音も合わせて行えばいいのかなと。この辺も著作権の、法律上の関係も町が発行する広報等であれば問題がないということでしたので、CD化したものを、せっかく録音されているのですから、また図書館に置くとかそういった方法もあると思いますので、ぜひとも検討していただけたらなというふうに思います。

それと、最後に1点確認なんですけれども、聴覚障がい者に対しての手話通訳者の町の登録派遣制度、昨年からはじめていただきました。その結果、小田原市消防との1市5町との協定を結んで、緊急時の病院への通訳者派遣協定を結ぶことを目指していましたが、この辺の進捗の状況をお伺いしたいと思います。

介護福祉課長 ただいまの質問について御回答いたします。確かに、足柄上地区の手話通訳者連絡会のほうがイニシアチブをとっていただいているような形で、それぞれが1市5町のほうに担当分けをしたと、市町ごとの手話通訳者の担当分けもしたというような内容をいただいております。これが、昨年の10月ごろでした。その後、議員おっしゃられるように、本町に関しましては、町独自の派遣が1市5町では最も遅かったということで、夜間対応にも対応したような要綱づくりをさせていただいております。それからしますと、本町にとってはこれが仕組みづくりができればすぐにでも対応できることと考えておりますけれど、他市町につきましては要綱整備等の必要が生じるのではないかとというようなところで、現状ではまだ実施見込みについても見えていない状況であります。しかしながら、手話通訳者連絡会のほうから提案があったということで、その熱が冷めないうちに実現化してまいりたいとこのように感じております。

以上です。

議長 以上で、7番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。